

耐熱ガラス製品の 新しいマークができました。



耐熱ガラス製品がひと目でわかるようにと「耐熱認証シール」が生まれました。

(社) 日本硝子製品工業会が認証した「耐熱ガラス製品」にのみ「耐熱認証シール」が貼付されます。

法で定められた「家庭用品品質表示法」の品質表示とともに、
「耐熱ガラス製品」であるかどうかの判断にお役立てください。



社団法人日本硝子製品工業会

東京都港区新橋3丁目1-9 〒105-0004 www.glassman.or.jp

改正（平成13年4月24日）

十九 ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミック製の食事用、食卓用又は台所用の器具

- (一) 品名の表示に際しては、耐熱温度差が百二十度以上四百度未満のものにあつては「耐熱ガラス製器具」、耐熱温度差が四百度以上のものにあつては「超耐熱ガラス製器具」の用語を用いて表示すること。
- (二) 使用区分の表示に際しては、その使用区分を示す用語を用いて適正に表示することとし、その使用区分が次の表の上欄に掲げる使用区分に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる使用区分の種類を示す用語を用いて表示すること。

使用区分	使用区分を示す用語
加熱調理用に用いられるものであって、直接炎にあてて用いられるもの	直火用
加熱調理等に用いられるものであって、直接炎にあたらぬ用途（電磁波によって加熱する用途を除く。）に用いられるもの	オープン用
加熱調理等に用いられるものであって、電磁波によって加熱する用途に用いられるもの	電子レンジ用
熱湯使用によって用いられる器物であつて、加熱器具として用いられないもの	熱湯用

- (三) 耐熱温度差の表示に際しては、ガラスの部分を試料として一定の温度に定めた恒温器の中に三十分間保持したのち、これを取り出して、直ちに冷水中に一分間浸したときにその試料が破損しない温度差を表示すること。この場合における許容範囲は、その温度差を表す数値のプラス・マイナス四パーセントとすること。また、恒温器内の温度と冷水の温度との差は耐熱ガラス製器具のうち直火用のものにあつては百五十度以上、直火用以外のものにあつては百二十度以上、超耐熱ガラス製器具にあつては四百度以上とする。
- (四) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。
 - イ 調理の際は外滴をぬぐい、途中で差し水をするときには冷水の使用を避け、またガラスの部分が熱くなっているときは濡れたふきんでふれたり、濡れたところに置かない旨（超耐熱ガラスを除く。）。
 - ロ 空だきをしない旨（超耐熱ガラスを除く。）。
 - ハ 洗浄の際は、研磨材入りたわし、金属たわしやクレンザーなどを使用しない旨。
 - ニ 突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔などを近づけない旨（直火用のものに限る。）。
 - ホ 加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨（直火用のものに限る。）。
 - ヘ 使用区分以外の使用は避ける旨。
- (五) 表示には、表示したものの氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (六) 表示は最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

改正前

十九 ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミック製の食事用、食卓用又は台所用の器具

- (一) 品名の表示に際しては、耐熱温度差が百二十度以上四百度未満のものにあつては「耐熱ガラス製器具」、耐熱温度差が四百度以上のものにあつては「超耐熱ガラス製器具」の用語を用いて表示すること。
- (二) 使用区分の表示に際しては、その使用区分を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその使用区分が次の表の上欄に掲げる使用区分に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる使用区分の種類を示す用語を用いて表示すること。

使用区分	用語
加熱調理用に用いられるものであって、直接炎にあてて用いられるもの	直火用
加熱調理等に用いられるものであって、直接炎にあたらぬ用途に用いられるもの	オープン用
加熱調理等に用いられるものであって、電磁波によって加熱する用途に用いられるもの	電子レンジ用
熱湯使用によって用いられる器物であつて加熱器具として用いられないもの	熱湯用

- (三) 耐熱温度差の表示に際しては、ガラスの部分を試料として一定の温度に定めた恒温器の中に三十分間保持したのち、これを取り出して、直ちに冷水中に一分間浸したときにその試料が破損しない温度差を表示すること。この場合における許容範囲は、その温度差を表す数値のプラス・マイナス四パーセントとすること。また、恒温器内の温度と冷水の温度との差は耐熱ガラス製器具のうち直火用のものにあつては百五十度以上、直火用以外のものにあつては百二十度以上、超耐熱ガラス製器具にあつては四百度以上とする。
- (四) 取扱い上の注意表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。
 - イ 調理の際は外滴をぬぐい、途中で差し水をするときには冷水の使用を避け、またガラスの部分が熱くなっているときは濡れたふきんでふれたり、濡れたところに置かない旨（超耐熱ガラスを除く。）。
 - ロ 空だきをしない旨（超耐熱ガラスを除く。）。
 - ハ 洗浄の際は、研磨材入りたわし、金属たわしやクレンザーなどを使用しない旨。
 - ニ 突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔などを近づけない旨（直火用のものに限る。）。
 - ホ 加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨（直火用のものに限る。）。
 - ヘ 使用区分以外の使用は避ける旨。
- (五) 表示には、表示したものの氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (六) 表示は最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。